

6-5 不用薬品

不用薬品とは、グループで使わなくなった化学物質のことを意味します。使用する可能性や廃棄が惜しいといったことから不用薬品を保管し続けるケースが多く見られます。しかし、薬品の紛失、薬品の保管場所の不足、薬品の変性やラベルの色褪せや損傷で中身が分からなくなるなどのトラブルを招くことが多く、万が一の事態において対処することが困難になります。また薬品を長年所持し続ける間に法規制が変わって所持が違法になるケースも考えられますので、薬品が不用になったら速やかに処理することを推奨しています。

不用薬品の排出は、環境安全センターで年2回(7月頃と12月頃)に取りまとめており、外部委託によって処理しています。不用薬品は表6-1に示している分類で分別する必要があります。排出したい不用薬品を分別しYAKUMOで申請してください。(詳細はYAKUMOの「不用薬品申請マニュアル」を参照)

YAKUMOに登録されていない薬品はエクセルでリストを作成し、リストを各部局の事務担当を通じて環境安全センターに送ります。環境安全センターでは、処理ができない不用薬品がないか確認しています。ちなみに環境安全センターでは、次のものを処理対象外としています。

＜処理対象外のもの＞

国際規制物資、覚せい剤・覚せい剤原料、麻薬、火薬類、放射性物質、医療系廃棄物・感染性廃棄物、アスベスト含有物質、PCB含有物質、ダイオキシン類、実験廃液(学内の廃液収集時に排出)

環境安全センターにより確認を受けた不用薬品は、一本毎にYAKUMOのバーコードを貼った状態か、不用薬品排出票(学部・学科等、管理責任者、連絡先、リストNo.)を貼り付けて、箱などにまとめて排出します。環境安全センターが収集を行い、研究室から提出されたリストと排出された不用薬品を照らし合わせて、確認が取れたものから一本ずつポリ袋で包装します。

作業者のケガ、火災・爆発、環境汚染の可能性がありますので以下に注意して下さい。なお、出し方の不備により事故が発生した場合、排出者の責任が問われることもあります。

(注意事項)

- ・不用薬品は密閉できる容器に入れる。(ポリ袋は原則不可。容器の材質は薬品の反応性を考慮する。)
- ・薬品のフタを閉める。(液漏れや臭気がある場合、フタを変えるか別の容器に入れる)
- ・薬品はダンボール箱内に立てて入れる。(横倒しや重ねたりしない)
- ・箱内にスペースがある場合、緩衝剤や新聞紙等を丸めて入れ、瓶が倒れないようにする。
- ・ガラス瓶は1本ずつ緩衝材又は紙をまきつけるか、仕切りをつける。(瓶同士が当たって割れないようにする)

【事事故事例】

- ・ポリ袋に入れられた不明薬品から白煙が発生し、緊急で処理が行われた。(場合によっては火災に発展した可能性あり)
- ・薬品の液漏れにより、箱の底が抜け落ちて薬品が落下し、薬品が飛散して作業者の衣服を腐食した。

表6－1 不用薬品の分類

分類	内容物
有害重金属液体	水銀、クロム、ヒ素、セレン、鉛、カドミウムのいずれかを含有する薬品
有害重金属固体	
シアン液体・有害溶媒	シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン <i>のいずれかを含有する薬品</i>
シアン固体	シアン化合物を含有する固体の薬品
有価金属	金、白金、銀、パラジウムのいずれかを含有する薬品
一般液体	上記及び「その他」以外の内容物が分かる薬品
一般固体	
不明液体	内容物が分からない薬品
不明固体	
その他	有機リン化合物（パラチオン、メチル パラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）、シマジン、チウラム、チオベンカルブ
	自然発火性・禁水性（金属カリウム・金属ナトリウム・アルキルアルミニウム・黄リン他危険物第三類）、スプレー薬品（高圧ガスボンベは薬品に含まない）
	有害汚泥（実験等で生じた残渣固形物で有害性・危険性等があり一般廃棄物として排出できないものです。具体的な状態・含有物を記入して下さい。特に重金属類を含んでいる場合は含有金属名を明記して下さい。）